

令和5年度答申第51号  
令和5年12月14日

諮問番号 令和5年度諮問第52号（令和5年11月6日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の確認処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金の額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金の額等の確認処分（以下「本件確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

(1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る

債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。
- (3) 賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (4) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記（1）の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法（昭和22年法律第49号）24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃確令4条2項）。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、B社（以下「本件会社」という。）に令和3年3月21日に入社した労働者であったが、令和4年2月20日、退職した。  
(確認申請書、労働者名簿)
- (2) 処分庁は、令和4年5月20日、本件会社について、上記2（2）の認定（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことの認定）をした。  
(認定通知書)
- (3) 審査請求人は、令和4年8月18日、処分庁に対し、同年2月20日を基準退職日とし、支払期日が令和3年9月30日、同年10月31日、同

年11月30日、同年12月30日、令和4年1月31日及び同年2月28日の定期賃金合計116万5320円が未払であること等の確認を求める本件確認申請をした。

(確認申請書)

(4) 処分庁は、令和4年12月8日付けで、本件確認申請に対し、支払期日が令和3年10月27日、同年11月26日、同年12月27日、令和4年1月27日及び同年2月25日の定期賃金合計78万9049円が未払賃金の額であること等を確認する本件確認処分をした。

(確認通知書)

(5) 審査請求人は、令和5年2月27日、審査庁に対し、本件確認処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和5年11月6日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

(1) 未払賃金が6か月分であるにもかかわらず、A労働基準監督署（以下「本件労基署」という。）が5か月分しか認めてくれなかった。未払賃金は間違いなく6か月分であり、通帳の振込履歴で確認できる。元々の振込が遅れており、令和4年4月に令和3年8月分給与が振り込まれた。

本件労基署の担当者からは、手書きのメモで令和4年4月の振込が令和3年9月分だと記載があるとの説明を受けたが、審査請求人は本件会社の経理担当者に未払賃金が6か月分であると確認してもらい、証明書類を本件労基署に提出している。何よりも通帳の振込履歴が令和3年8月分までしかなく、その通帳の振込履歴が真実である。

審査請求人が令和3年9月分賃金を本件会社から受け取っているのであれば、確たる証拠を示してほしい。本件会社にはこの口座しか伝えていないし、令和4年4月14日振込分の通帳記載が令和3年9月分賃金であるという本件労基署の判断は間違いである。

(2) 処分庁が主張する内払額について、令和3年6月30日振込分の差額はCの催事の手伝い（交通費込み）であり、別の社員の代理として3日間くらいヘルプで入った分である。同年9月30日振込分の差額も休日に店舗のヘルプをした分である。正確な記憶が曖昧なところもあるが、店舗や催

事の手伝いの給与差額であったことは間違いない。処分庁が令和3年6月30日以降の振込に過払があったと判断する理由はよくわからないが、過払ではなかった。

(審査請求書、反論書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件では、処分庁が本件確認処分における賃金の未払期間を、令和3年10月分から令和4年2月分までの5か月分としたことに対して、審査請求人は令和3年9月分から令和4年2月分までの6か月分であると主張しているため、本件確認処分における賃金の未払期間について判断する必要がある。
- 2 上記1に関して以下の事実が認められる。
  - (1) 審査請求人は、本件会社に令和3年3月21日に入社し、令和4年2月20日で退職した。
  - (2) 審査請求人の通帳には、以下のとおり「D社」からの入金があり、審査請求人のメモが記載されていた。

令和2年	3月	2日	23万1260円	(メモ	20. 1月)
		同月30日	23万1260円	(メモ	20. 2月)
同年	4月	30日	23万7180円	(メモ	20. 3月)
同年	5月	29日	23万4220円	(メモ	20. 4月)
同年	6月	30日	23万4220円	(メモ	20. 5月)
同年	7月	31日	23万4220円	(メモ	20. 6月)
同年	9月	24日	23万4220円	(メモ	20. 7月)
同年	11月	11日	23万4220円	(メモ	20. 8月)
同年	12月	2日	23万4220円	(メモ	20. 9月)
令和3年	1月	4日	23万4220円	(メモ	20. 10月)
同年	2月	1日	19万4220円	(メモ	20/11月)
同年	3月	1日	19万4220円	(メモ	20/12月)
		同月31日	19万4220円	(メモ	21/1月)
同年	4月	30日	19万4220円	(メモ	21/2月)
同年	6月	30日	21万2500円	(メモ	21/3月)
同年	8月	2日	19万4504円	(メモ	21/4月)
		同月31日	19万4220円	(メモ	21/5月)
同年	9月	30日	19万9020円	(メモ	21/6月)

同年11月 5日 19万4220円 (メモ 21/7月)

令和4年 4月14日 19万4220円 (メモ 21/8月)

(3) これに対して、審査請求人の賃金台帳には、以下のメモが記載されている。

令和3年4月分 18万9990円 (メモ 6/29)

同年5月分 18万9990円 (メモ 7/30)

同年6月分 18万9990円 (メモ 9/1)

同年7月分 18万9990円 (メモ 9/30)

同年8月分 18万9990円 (メモ 11/5)

(4) 本件会社の担当社会保険労務士は、上記(3)の賃金台帳のメモについて、令和4年5月23日に本件労基署に来署した際、本件労基署担当官からの質問に対して、「振込を経理担当者がメモした」と回答し、また、令和5年3月20日に本件労基署担当官からの電話確認に対して、「経理担当者が書いたはず、給与計算は経理担当者がすべて行っており自分が受け取った時にはすでに記載されていた。」と回答した。

(5) 本件会社の賃金未払一覧表(令和4年4月22日本件労基署受付。以下「賃金未払一覧表①」という。)及び本件会社の賃金未払一覧表(令和4年6月22日受付。以下「賃金未払一覧表②」という。)において、審査請求人の未払賃金はいずれも「9月分」から「2月分」までの6か月分となっていた。

3 上記1で記載した本件審査請求の論点に対する判断は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、未払賃金は6か月分であり、通帳の振込履歴で確認できると主張するが、審査請求人の口座には本件会社ではなく、「D社」の名義で振込されていること、本件会社に入社する前から継続して同名義の振込があること(審査請求人は本件会社に入社する前はD社からの業務委託により本件会社で勤務していたと主張している。)、本件会社の賃金が支払われていたことがうかがえることから、通帳の振込履歴と通帳に記載された審査請求人のメモ(上記2(2))からは、本件会社の賃金の支払状況を客観的に判断することは困難である。

(2) 一方、処分庁は、賃金台帳に記載されたメモは、本件会社の当時の経理担当者による振込履歴のメモと判断し、信憑性があると主張している。この点、本件会社の経理担当者の賃金台帳に記載されている振込履歴のメモと同人の賃金の支払状況が一致している点が確認できること、上記2(4)

のとおり、処分庁は本件会社の担当社会保険労務士に対して当該メモは、経理担当者が振込を記載したものであることを確認していること、審査請求人の口座への振込履歴と賃金台帳に記載された振込履歴のメモの日付がほぼ一致していることを踏まえると、賃金台帳に記載されたメモには信憑性があると認められる。

また、賃金台帳には審査請求人に対する令和4年4月14日の振込に関するメモは記載されていないが、振込額が審査請求人の1か月分の賃金に相当する額であることから、同日の振込は、賃金台帳に記載された最後の振込履歴のメモ（令和3年8月分の賃金）の翌月分（同年9月分）の賃金と推認した処分庁の判断は合理性があると認められる。

- (3) なお、上記2(5)のとおり、賃金未払一覧表①及び賃金未払一覧表②においては令和3年9月分の賃金は未払として記載されており、上記3(2)と矛盾しているが、この点についても、賃金未払一覧表①は認定申請処理の経過において令和4年4月22日付けで提出されており、賃金未払一覧表①と賃金未払一覧表②は同内容であることから、令和4年4月14日の支払の事実が反映されないまま、賃金未払一覧表①と賃金未払一覧表②が提出されたことによるものと推認した処分庁の判断は合理性があると認められる。
- (4) 審査請求人は「未払賃金（差引支給額）」の証明書を提出し令和3年9月分の賃金は未払である旨主張するが、当該証明書が作成された日は不明であるため、これをもって令和3年9月分が未払賃金と判断することは困難である。
- (5) その他、審査請求人は、令和3年6月30日及び同年9月30日の振込の差額は店舗や催事の手伝いの給与差額であったことは間違いないと主張するが、審査請求人及び処分庁から提出された資料からは審査請求人が主張する勤務の事実を確認できないため、審査請求人の主張を認めることは困難である。
- (6) 以上のとおり、本件に関する全証拠を検討しても、未払賃金の期間を5か月間と判断した本件確認処分が、違法又は不当なものとは認められない。

4 上記1から3までのとおり、本件確認処分には違法又は不当な点はない。よって、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

## 2 本件確認処分の適法性及び妥当性について

(1) 本件確認申請は、支払期日を令和3年9月30日とするものから支払期日を令和4年2月28日とするものまでの6か月分の賃金（令和3年9月分賃金から令和4年2月分までの賃金）が未払であることの確認を求めるものであるところ、本件確認処分は、令和3年9月分の賃金は既払であるとした上で、同年10月分から令和4年2月分までを未払であるとし、その金額を計算して未払賃金として確認したものである。

(2) 審査請求人は、令和4年2月20日に本件会社を退職しており、本件会社の賃金台帳には、令和3年4月分（賃金計算期間3月21日から4月20日）から令和4年2月分（賃金計算期間1月21日から2月20日）までの毎月の定期賃金（約18万9000円）が記載されている。

審査請求人は、各月の賃金は審査請求人の銀行口座にD社名義で振り込まれていたとし、同口座の通帳に記載されたD社名義での各振込について自ら記載した日付メモをもとにそれぞれ何月分の賃金であると説明し、令和3年9月分以降は振り込まれていないとするのであるが、審査庁は、同通帳の入金履歴によれば、審査請求人が本件会社の労働者となる以前から継続的にD社名義での振込があるため、同通帳の記載だけでは本件会社の賃金支払状況を判断することはできないとした上で、本件会社の賃金台帳の各月の差引支給額の下に経理担当者が記載したと認められる手書きのメモ（令和3年4月分は6/29、同年5月分は7/30、同年6月分は9/1、同年7月分は9/30、同年8月分は11/5）の日付と各月の差引支給額が同通帳の入金履歴の日付及び金額とおおむね一致するものについて賃金台帳に記載された賃金の支払があったと認め、この判断方法で令和3年4月分から同年8月分までの賃金は既払であるとした処分庁の判断を合理性のある判断であるとしている。かかる審査庁の判断については妥当と考えられる。

(3) しかしながら、処分庁は、令和3年11月5日の振込の後、令和4年4月14日にD社名義での振込がされているものについて、これを令和3年9月分の賃金の支払であるとし、令和3年9月分の賃金についても既払であると判断しており、審査庁もこれを是認している点については疑問がある。

処分庁が令和3年4月分から同年8月分まで既払であることの根拠とし

た賃金台帳の各月の差引支給額の下の手書きのメモは、令和3年9月分については存在せず、本件会社が提出した賃金未払一覧表①にも審査請求人の令和3年9月分の賃金は未払であるとして記載されている。

審査庁は、本件会社から提出された賃金未払一覧表①では同年9月分が未払となっているのは、賃金未払一覧表①は令和4年4月22日に提出されており、同月14日の振込が反映されていないものと推認するとした処分庁の判断に合理性があるとしているのであるが、通帳の入金履歴にはD社名義の賃金相当額の振込であるが本件会社の賃金ではないとされたものが存在し、これが何であるのか解明されていない状況であり、そもそも審査庁も通帳の入金履歴だけで賃金支払状況は判断できないとしているのであって、本件会社関係者に確認したわけでもないのに、本件会社が提出した賃金未払一覧表①では未払となっている令和3年9月分の賃金が既払であると認定するのは無理がある。

審査庁は、本件会社の代表者は処分庁の調査に協力しないので確認はできないものの、令和4年4月14日の振込は本件会社の経理担当者が退職した後なので本件会社の代表者が振り込んだものと推認されると説明するが、その時期に振り込んだ経緯も不明であり、本件会社の代表者が同年6月22日に提出した定期賃金確認書に添付された賃金未払一覧表②も審査請求人の令和3年9月分賃金は未払となっており、振込を行った代表者がこれを未払としたままにして添付したというのも説明がつかない。

(4) したがって、令和3年9月分を既払であるとする審査庁の判断は妥当ではない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史